

令和8年6月18日
於：アルカディア市ヶ谷

全国専門学校協会 定例総会・理事会

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 令和7年度事業報告 |
| 第2号議案 | 令和7年度決算報告ならびに監査報告 |
| 第3号議案 | 令和8年度事業計画案 |
| 第4号議案 | 令和8年度収支予算案 |
| 第5号議案 | 役員改選 |

目 次

第1号議案 令和7年度事業報告	p. 1
1. 会議の開催 (p. 1)	
2. 委員会活動 (p. 2)	
3. 調査研究事業の実施 (p. 3)	
4. 研修事業の実施 (p. 3)	
5. 広報活動の推進 (p. 4)	
6. 専門学校におけるスポーツ振興 (p. 5)	
第2号議案 令和7年度決算報告ならびに監査報告	p. 6
第3号議案 令和8年度事業計画案	p. 10
1. 運動方針 (p. 10)	
2. 会議の開催 (p. 15)	
3. 委員会活動方針 (p. 16)	
4. 調査研究事業の実施 (p. 17)	
5. 研修事業の実施 (p. 17)	
6. 広報活動の一層の推進 (p. 18)	
7. 専門学校におけるスポーツ振興 (p. 19)	
第4号議案 令和8年度収支予算案	p. 20
第5号議案 役員改選	p. 21

第1号議案 令和7年度事業報告

全専協は、令和7年度事業計画・収支予算に基づき、専門学校の振興と社会的地位の向上を目指して各事業を行った。

「学校教育法の一部を改正する法律」（令和6年度可決・令和8年度施行）により、職業教育体系の確立に向けて重要な一步を踏み出した。同法の施行を踏まえ、令和8年度専修学校関係予算において専修学校の質保証・向上に向けた取組を推進する予算措置や、令和7年には大学改革支援・学位授与機構が策定した「日本の教育資格枠組み（同年3月文部科学省承認）」において高度専門士はレベル6（学士と同等）、専門士はレベル5（短期大学士・準学士と同等）に位置づけられ、専門学校で付与される資格の水準が明確化されるなど、様々な進展が見られた。

文部科学省に関連した対応については、中央教育審議会生涯学習分科会に大平康喜副会長が参画。また、令和8年2月26日に開催された「第2回日本成長戦略会議人材育成分科会」兼「第4回人材育成システム改革推進タスクフォース」においては、河原成紀常任理事・総務運営委副委員長が専門学校の立場から意見を述べた。さらに「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」には、市原康雄常任理事・総務運営委員ならびに河原常任理事・総務運営委副委員長が参画しており、令和8年3月には、報告書「今後の専修学校における質保証・向上に向けて」が取りまとめられた。

厚生労働省関連では、中央職業能力開発促進協議会および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構「運営委員会（機構の事業計画・運営等）」並びに「職業能力開発専門部会（機構の事業実績の確認等）」に河原常任理事・総務運営委副委員長が委員として参画し、職業訓練をはじめとする厚生労働省の施策について協議を行った。

1. 会議の開催

（1）定例総会・理事会 ※全専各連と合同

＜定例総会・理事会（令和7年6月19日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和7年度事業計画案
- 第4号議案 令和7年度収支予算案

＜理事会（令和8年2月26日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 第1号議案 令和8年度事業計画原案
- 第2号議案 令和8年度収支予算原案
- 令和7年度事業中間報告

（2）常任理事会 ※全専各連と合同

＜常任理事会（令和7年6月19日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和7年度事業計画案
- 第4号議案 令和7年度収支予算案

＜常任理事会（令和8年2月26日／アルカディア市ヶ谷）＞※

第1号議案 令和8年度事業計画原案
第2号議案 令和8年度収支予算原案
令和7年度事業中間報告
理事会への対応

(3) 正副会長会議 ※全専各連と合同

<第2回(令和7年5月30日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

○全専各連総会(6月18日)・全専協総会(6月19日)への対応

<第3回(令和8年2月10日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

○令和8年度事業計画原案・収支予算原案の確認

○全専各連・全専協理事会(2月26日)への対応

2. 委員会活動

(1) 総務運営委員会 ※全専各連と合同

<第4回(令和7年5月20日/アルカディア市ヶ谷/オンライン併用)>※

○総会への対応

○令和6年度事業報告・令和7年度事業計画案

<第5回(令和7年9月25日/アルカディア市ヶ谷/オンライン併用)>※

○学校教育法の一部改正に伴う関係省令整備について

○留学生関係について

<第6回(令和7年12月10日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

○令和8年度活動方針(骨子)の検討

○令和7年度事業中間報告(概要)

<第7回(令和8年1月21日/アルカディア市ヶ谷/オンライン併用)>※

○令和8年度運動方針原案(基本方針・重点目標)、事業計画原案の検討

○全専各連・全専協合同理事会の運営

(2) 財務委員会 ※全専各連と合同

<第3回(令和7年5月9日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

○令和6年度決算報告及び監査会への対応

<第4回(令和7年10月27日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

○令和7年度仮決算報告

○会費徴収報告

○課程別部会報告

○令和8年度の予算編成方針案

<第5回(令和8年1月30日/全専各連事務局会議室/オンライン)>※

○令和8年度収支予算原案の検討

○令和7年度実績報告

(3) 留学生委員会

＜第1回（令和7年7月22日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

※文科省委託事業「専修学校の国際化推進事業」第1回実施委員会として開催
（留学生委員会全委員が実施委員会委員として登録）

- 「専修学校の国際化推進事業」調査計画案
- 調査アンケート案
- 情報カード案
- 専門学校留学生に係る課題と今後の留学生委員会の活動について

＜第2回（令和8年1月28日／全専各連事務局会議室／オンライン）＞

※文科省委託事業「専修学校の国際化推進事業」第2回実施委員会として開催

- 専門学校留学生受入状況調査アンケート報告
留学生籍調査
受入れ名簿（799校）及び情報カード（日本語194校+英語16校）
- 今後の留学生に係る全専協留学生委員会の活動
- 全専各連の要望活動について

＜専門学校留学希望者に対する情報提供＞

- 「日本留学フェア」韓国への協力
 - ・主催団体である（独）日本学生支援機構はオンライン及び現地で日本留学フェアを開催（現地開催於韓国8月23日・24日/台湾9月20日・21日）した。本協会経由で、全専各連の後援名義を発行。なお、事務局のブース出展と渡航は引き続き見送った。
- 文科省委託事業「専修学校の国際化推進事業」への対応
 - ・受託先である（一財）日本国際協力センターが実施する留学生の調査研究及び情報提供等への協力

3. 調査研究事業の実施

専門学校教育内容の充実に資する調査研究

TCE財団の行う「中堅教職員研修等研究」に協力した。研究成果は報告書にまとめ財団ホームページに掲載した。

4. 研修事業の実施

（1）管理者研修会

- 主催：TCE財団と共催

日程・会場・参加者数

令和7年12月18日／オンライン開催／160名

テーマ・講師

学校教育法の一部を改正する法律の施行 ～政省令の改正と学校評価ガイドライン～

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 塩屋 仁史 専修学校教育振興室室長補佐

（2）専門学校留学生担当者研修会

- 主催：TCE財団と共催

日程・会場・参加者数

令和7年11月26日／オンライン開催／154名
テーマ・講師

「出入国在留管理行政の現況と取組」

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 吉田 直樹 法務専門官

「留学生に係る出入国審査・在留審査業務について」

東京出入国在留管理局 留学審査部門 蒲地 絵里衣 統括審査官

(3) 専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習

○主催：TCE財団と共催

日程・会場・参加者数

令和8年2月4日、5日／オンライン開催／23名

テーマ・講師

「学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の進め方」

「専修学校における第三者評価の取組」

「自己評価報告書の作成演習（グループ演習・討議）」

特定非営利活動法人職業教育評価機構 真崎 裕子 参与

「専門学校の職業教育を取り巻く評価制度」

「学習サービスの評価手法（監査技法）」

「ISO29993：2017の要求事項①」

「ISO29993：2017の要求事項②」

「学習サービスの評価手法と内部監査事例演習－内部監査の技術・知識の概要
並びにISO29993：2017の要求事項に基づく模擬演習－」

JAMOTE認証サービス株式会社 八木 信幸 代表

(4) 文科省・厚労省 令和8年度関係予算に関する情報提供

資料等の必要な情報を全専各連ホームページに公開し、都道府県協会等を通じて会員校へ周知協力を行った。

5. 広報活動の推進

(1) 『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動

プロモーショングッズ（トートバッグ、カレンダー）の製作及び配布。

(2) 会報の発行

全専各連が年4回発行している『広報全専各連』の中で『全専協関係だより』を年2回掲載し、あわせて会員校への配布を行った。

(3) 高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行

○10,000部作成、各都道府県協会へ配布。

(4) 専門学校の役割・研究事例の発信

全専各連ホームページを通じて、専門学校の役割や機能、職業教育に関する研究事例データベース等を広く社会に紹介。

6. 専門学校におけるスポーツ振興

○全国専門学校体育連盟への運営費補助として500,000円を支出。

第2号議案 令和7年度決算報告ならびに監査報告
 .財務諸表の部

貸借対照表

令和8年3月31日現在

全国専門学校協会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
専門学校教育振興基金引当特定預金	12,269,377	12,269,377	0
特定資産合計	12,269,377	12,269,377	0
固定資産合計	12,269,377	12,269,377	0
資産合計	12,269,377	12,269,377	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	12,269,377	12,269,377	0
(うち特定資産への充当額)	(12,269,377)	(12,269,377)	(0)
正味財産合計	12,269,377	12,269,377	0
負債及び正味財産合計	12,269,377	12,269,377	0

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

全国専門学校協会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取協会運営費	[14,929,106]	[17,000,184]	[△ 2,071,078]
受取協会運営費	14,929,106	17,000,184	△ 2,071,078
雑収益	[17,347]	[2,119]	[15,228]
受取利息	17,347	2,119	15,228
経常収益計	14,946,453	17,002,303	△ 2,055,850
(2) 経常費用			
会議費	[5,923,785]	[7,923,190]	[△ 1,999,405]
総会運営費	197,529	246,762	△ 49,233
役員会運営費	3,979,682	5,833,780	△ 1,854,098
委員会運営費	1,542,919	1,507,411	35,508
旅費交通費	203,655	335,237	△ 131,582
研修会開催費	[2,329,487]	[2,756,514]	[△ 427,027]
研修会開催費	2,329,487	2,756,514	△ 427,027
振興対策諸費	[1,306,632]	[936,449]	[370,183]
渉外費	1,306,632	936,449	370,183
広報活動費	[5,386,549]	[5,386,150]	[399]
広報費	3,121,634	3,121,153	481
職業教育の日推進費	1,764,915	1,764,997	△ 82
体育連盟振興費	500,000	500,000	0
経常費用計	14,946,453	17,002,303	△ 2,055,850
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	12,269,377	12,269,377	0
一般正味財産期末残高	12,269,377	12,269,377	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	12,269,377	12,269,377	0

収支計算書の部

収支計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

全国専門学校協会

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
協会運営費収入	[22,150,000]	[14,929,106]	[7,220,894]
協会運営費収入	22,150,000	14,929,106	7,220,894
雑収入	[20,000]	[17,347]	[2,653]
受取利息収入	10,000	17,347	△ 7,347
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	22,170,000	14,946,453	7,223,547
2. 事業活動支出			
会議費支出	[8,650,000]	[5,923,785]	[2,726,215]
総会運営費支出	270,000	197,529	72,471
役員会運営費支出	5,320,000	3,979,682	1,340,318
委員会運営費支出	2,560,000	1,542,919	1,017,081
旅費交通費支出	500,000	203,655	296,345
研修会開催費支出	[4,020,000]	[2,329,487]	[1,690,513]
研修会開催費支出	4,020,000	2,329,487	1,690,513
振興対策諸費支出	[5,500,000]	[1,306,632]	[4,193,368]
渉外費支出	5,500,000	1,306,632	4,193,368
広報活動費支出	[6,950,000]	[5,386,549]	[1,563,451]
調査研究費支出	350,000	0	350,000
広報費支出	4,270,000	3,121,634	1,148,366
職業教育の日推進費支出	1,830,000	1,764,915	65,085
体育連盟振興費支出	500,000	500,000	0
事業活動支出計	25,120,000	14,946,453	10,173,547
事業活動収支差額	△ 2,950,000	0	△ 2,950,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定活動収入	[2,950,000]	[0]	[2,950,000]
専門学校教育振興基金取崩収入	2,950,000	0	2,950,000
投資活動収入計	2,950,000	0	2,950,000
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	2,950,000	0	2,950,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

監査報告書

全国専門学校協会

会 長 多 忠 貴 殿

令和 8 年 6 月 4 日

全国専門学校協会

監事 坂 本 歩

監事 戸 早 秀 暢

私たちは、全国専門学校協会の監事として、会則第15条第5項に基づいて同協会の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準（平成20年4月）に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国専門学校協会の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

第3号議案 令和8年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 基本方針

我が国は、全体が急速な人口減少社会を迎え、特に生産年齢人口の減少が深刻化している。

令和7年2月21日に中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」が取りまとめられており、危機感は一層高まっている。

こうした構造的な課題に対応するため、政府は未来への投資に向けて、人づくりを最重要課題としている。雇用慣行の変化にも対応できる個々の能力向上、社会の担い手としての外国人の受け入れ等、育成、獲得、流動化といった多面的な人材確保の取組も進めており、誰もが自由に柔軟に活躍できる社会の実現を目指している。

本協会は、時代の要請に応じた職業教育を展開し、地域や産業界に有為な人材を輩出している専門学校の振興のために、経年の事業計画にもとづき全国的な運動を展開、一定の成果を上げることによって専門学校は高等教育機関としてその地位を確立してきた。

特に令和6年度には学校教育法の一部が改正され、専門学校の高等教育機関としての位置づけがより明確化された。これは長年の運動が結実した成果であり、職業教育体系の確立に向けたきわめて重要な一歩となった。

また、令和4年度には職業実践専門課程認定校への特別交付税による地方財政措置が実現するなど、こうした公的支援の拡充は専門学校に対する期待の高まりと言える。

令和8年度は改正学校教育法の施行年度となる。実践的な職業教育をアイデンティティとする専門学校が様々な制度改革に適切に対応し、社会的評価を向上させるために、より一層の教育の質保証・向上に取り組む重要な一年となる。

本協会は、本年度、専門学校と職業教育の永続的発展を目指し、以下の4つの方針を掲げる。

1. 職業教育体系の確立に向けた対応
2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進
3. 専門学校制度の振興に向けた対応
4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応

本協会は、専門学校の振興に向けて、令和8年度も文部科学省、厚生労働省をはじめとする行政機関への提言、要望等のはたらきかけをしていくとともに、議員連盟、会員校・都道府県協会等さらには課程別部会、分野別専門部会及び関係団体等と連携・協力し、専門学校の社会的地位の向上、他の学校種との格差是正、生涯学習社会の構築、そして職業教育が時代の変化に即応した人材育成の仕組みとして永続的に機能し、その教育内容が社会から確固たる評価が得られることを目指す。

以下、基本方針を踏まえた運動の具体的内容について「重点目標」として列挙する。

(2) 重点目標

重点事項を整理するとともに、具体化に向けては各項目が密接に関連し相乗効果をあげることを目指し、重点目標を以下4項目に掲げる。

1. 職業教育体系の確立に向けた対応

i. 制度改正を含めた具体化に向けた対応

- ① 我が国の教育体系の中で「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」を確立し、職業教育と学術研究が同等に評価される社会の実現を目指す。
- ② 学校教育法の一部改正に伴う専門学校制度への円滑な移行、特に新たな学校評価制度の推進を図る。

- ③ 「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」において議論される、質保証等の在り方やグローバル化の進展の中における専門学校の制度的な諸課題に対して継続的に取り組む。
- ④ 職業教育の体系化に向けて、その基底となる社会の人材需要の把握、他の学校種との関係整理をしつつ、職業実践専門課程を基軸とした専門学校側の取組を推進する。

2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進

i. 質保証・向上に向けた取組と国際通用性への対応

- ① 専門学校の学校評価については、学校教育法の一部改正により義務化となる自己点検評価の実施率の向上を図るとともに、努力義務化（一部義務化）された第三者評価については、受審に関する適切な情報発信を行うとともに支援獲得に向けた制度整備を目指す。
- ② 中長期的な計画に基づき、教職員が一体となった学校運営体制の構築が求められていることから、協力者会議等で議論される職業教育のマネジメント等の重要性を踏まえ、情報の発信を行う。
- ③ 職業実践専門課程における第三者評価のあり方について、協力者会議の提言及び文科省委託事業における成果を踏まえ、専門学校への第三者評価の導入を含む学校評価の意義について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図る。
- ④ 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」等の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係を明確化する。また、我が国の職業教育体系の確立に向けて、高度専門士の国際標準教育分類（ISCED）のレベル設定の変更、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による「日本の教育資格枠組み」策定を受けて「国家学位・資格枠組み（NQF）」に関する検討を加速化し、教育の国内外の通用性担保や人材流動性の促進に繋げていく。
- ⑤ 分野別評価については、今後の導入を見据え、職業教育における各分野特性の整理を進める。また、実践的な職業教育の観点から職業実践専門課程の認定学科を基軸として整理された新たな分野分類を活用し、NQF構築や文部科学省学校基本調査コードの見直し等に繋げていく。

ii. ガバナンスの強化への対応

- ① 令和7年度施行の改正私立学校法に伴う、寄附行為の変更、理事会・評議員会の運営、学校法人会計基準への適合、情報公開等への円滑な対応と運用への推進に向けて周知を図る。あわせて専門学校の公共性と社会的信頼性の向上と、学生が安心して学べる環境整備を進める。
- ② 専門学校の社会的理解・信頼獲得のため、学校評価の確実な実施と結果公表とあわせて、教育活動の具体的な指針も含め、学校運営に関する情報の積極的な公開による公的教育機関としての説明責任の必要性を啓発する。
- ③ 令和6年度にこども性暴力防止法（日本版DBS）が成立し、18歳未満の生徒を受け入れている高等課程は義務対象として、一般課程および各種学校、さらに付帯事業等として18歳未満を受け入れている専門学校も認定対象として位置づけられた。令和8年度の施行に向けて、同制度に関するガイドラインが公表されたことから、諸手続き等について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図る。

3. 専門学校制度の振興に向けた対応

i. 職業実践専門課程の充実に向けた教育内容の高度化と産学官連携の推進

- ① 職業実践専門課程の一層の充実のため、協力者会議での議論や文部科学省委託事業による各種調査結果を踏まえ、職業教育マネジメントの実践を推進する。あわせて、現状に即した認定要件の検討や、第三者評価を含めた学校評価の充実を通じた認知度の獲得、教育の質保証・向上に資する取組を進める。
- ② 学校教育法の一部改正により、一定の要件を満たす専修学校に専攻科（適格専攻科）の設置が認められたことから、各種実態調査等を通じて適格専攻科を設置することができる対象分野の拡大を目指す。
- ③ 専門学校の人材養成機能の向上のため、会員校における文科省委託事業等の積極的な取組を支援する。
- ④ 地域のアクセス確保・人材育成を図るため、高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する協議体への専門学校の積極的な参画を促していく。

ii. 中央教育審議会（中教審）各分科会、協力者会議等への対応

- ① 我が国の教育政策を議論する中教審大学分科会や生涯学習分科会等の議論に対応するとともに、協力者会議の議論も踏まえ、具体的な振興方策の取りまとめや制度改正を含む確実な措置の実現を目指す。また、大学分科会においてまとめられた高等教育機関における機関別の役割に明記された専門学校の特色である実践的な職業教育の推進等について、他の高等教育機関の特色との差異を明確にする。

iii. 財政措置及び学生に対する修学支援への対応

- ① 高等教育の修学支援新制度は、多子世帯や理工農系への支援が拡充された。今後、さらなる対象範囲の拡大と、将来的にすべての専門学校が対象機関となるようさらなる制度の充実を目指す。
- ② 職業実践専門課程認定校に対して、特別交付税による地方財政措置が都道府県において講じられていることを受けて、具体的な提案と適切な情報提供を通じて各都道府県における予算要望活動を支援する。

iv. 厚労省施策への対応

- ① 国や地方公共団体に対して、全国から寄せられた個別事案を踏まえつつ専門学校と公共職業能力開発施設等との競合回避に向けた具体的解決方策の提示を求める。
- ② 教育訓練を中心とした雇用対策において、専門学校の活用や訓練の質的指標のあり方の見直し等を求めるとともに、各地域の専門学校における一層の取組の推進を図る。
- ③ 産業界に対して、専門学校の制度や職業教育機関として社会に果たしている役割等にかかる知識、理解不足に対して尚一層の理解促進を図る。

v. 職業教育推進のための具体的課題への取組

- ① 従来の対面授業の補完に留まらず、地理的・時間的制約を解消し、非常時においても教育の継続性を担保する新しい時代の標準的教育手法となりつつあるオンライン教育については、対面授業と同等の教育効果が得られるよう、質の担保が確実に図られる取組を推進するとともに、各指定養成制度における導入状況を把握しつつ、幅広い分野で活用されることを目指す。
- ② こども家庭庁や幼保一元化の動向を注視し、過去の実績と同様に文科大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、制度運用の是正を求める。

- ③ 個人事業者における円滑な事業承継を促進するため、一定の要件に基づいて贈与税・相続税が免除される「個人版事業承継税制」について、個人立専門学校の設置者に対して的確な情報の提供を行う。あわせて、地方税である固定資産税についても、個人立校への減免措置拡大のため必要な情報を提供していく。

vi. 主権者教育等の推進

- ① 選挙権年齢18歳以上の学生が社会や政治への関心を高め、社会参加の意識を醸成するため、家庭・学校・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習や具体的な教材による主権者教育を推進し、職業人・社会人としての意識の向上を目指す。
- ② 専門学校の職業教育の充実とともに、租税教育、消費者教育、知財教育、防災教育、社会貢献への意識啓発といった教育について、積極的に情報提供を行い各専門学校において対応を推進する環境を整備する。

vii. 情報発信による理解促進

- ① 各専門学校による教育活動の特色や職業教育の魅力を広く発信するとともに、地域相互のネットワークを介した事例研究などの情報発信等を通じて、各教育段階における職業教育・キャリア教育の重要性を広く浸透させる。その一環として、文科省サイト「#知る専」の積極的な活用や全国統一の「7月11日職業教育の日」等における広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、地方公共団体や産業界との緊密な関係を一層深めていく。
- ② 文科省と連携して、個々の学生の適性・能力等の公平・公正な評価に基づく進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関へ積極的に発信する。

viii. 他の学校種との接続・連携の推進

- ① 職業教育の評価向上の一環として、専門学校と高等学校の有機的な連携、また高等教育機関間の学生の流動性を高めるため専門学校と大学（専門職大学含む）の連携・接続を推進する。
- ② 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、所謂「3つのポリシー」への取組を参照しつつ、職業教育を行う専門学校の募集方針、教育目標、到達目標といった具体的な方針等を提示するなど、学生受け入れ及び入試内容等について理解促進を図る。

ix. 教育環境の整備

- ① 文科省予算の施設・設備整備費補助を活用し、学校施設の耐震化、アスベスト対策、エコキャンパスへの転換、情報関係設備の整備などへ積極的に対応する。
- ② （独）日本学生支援機構の奨学金事業の拡充と、返済猶予措置の対象となる卒業生への適切な事務手続き等について、会員校への情報提供を推進する。さらに、地方公共団体等が運営する奨学金関連制度の全国的な状況把握に努めるとともに、専門学校への対象範囲拡大を求める。

x. 大規模災害支援

- ① 近年頻発する大規模自然災害は、専門学校に直接的被害をもたらすと同時に、学生やその保護者も被災者となる可能性をはらんでいる。近い将来の発生が指摘されている大規模地震（南海トラフ地震や首都直下型地震等）などから生命、財産を守るため、強い危機感をもって、専門学校が確実に一条校と同等の支援策を受けられるよう激甚災害法の早期改正を求めていく。また、不測の事態に備えて行政機関と会員校の緊密な連携体制を構築するよう要望する。あわせて、専門学校の防災拠点と

しての役割についても、所在する地域や個々の学校の状況に応じて検討していく。

- ② 年間を通じて自然災害の発生頻度が増加するなど、各地で甚大な被害が報告されている。今後の発生に備え、過去の事例や支援の状況等を収集・整理するとともに自然災害により被災した地域の専門学校、ならびに学生及び保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生及び暮らしの再生など人材養成や災害の多い我が国に必要な防災教育等に係る国の政策を一層推進するため、専門学校の教育機能が幅広く活用されることを目指す。

4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応

i. リカレント教育の推進

- ① 人生100年時代に対応した多様なリカレント教育機会の充実を図るとともに、産業界や地域と連携した知識や技術のアップデート（リスキリング）実践モデルの開発を推奨し、社会人や女性さらには就職氷河期世代の学びの機会を積極的に提供する。
- ② リカレント教育の充実を図る観点から、文科省委託事業や厚労省の能力開発・雇用政策に対応し、専門学校が幅広く活用されるよう、それぞれの教育訓練の受講推移等について会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。
- ③ 我が国のリカレント教育の環境整備のために求められている、NQF構築による学習成果の可視化、国内外の人材流動性の活性化などの実現を目指す。
- ④ 専門学校においては、従来のエッセンシャルワーカーの育成に加え、デジタル技術や高度スキルを備えたアドバンストエッセンシャルワーカーの育成と人材の流動化に資する高度職業教育の取組を推進するとともに、学生が十分な支援を受けられるよう、専門学校の地元貢献に関する統計データをもとに関係府省庁への働きかけを行う。

ii. 厚労省施策への対応

- ① 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練等）において、職業実践専門課程やキャリア形成促進プログラム認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進め、専門学校の教育プログラムが社会人の学び直しにより活用されるよう内容の充実につとめるとともに、教育訓練給付制度の指定要件等の弾力化や支援策の拡充を求める。
- ② 社会人の学び直しに対応した教育コンテンツの開発を推進し、好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。
- ③ 本協会の動向を含め全国的な状況について情報共有をはかりつつ、都道府県に設置されている「地域職業能力開発促進協議会」への専門学校の積極的な参画を通じて、リカレント教育も含めた各地域の職業訓練の充実、活性化に向けた取組を推進する。

iii. 留学生政策への対応

- ① 専門学校への優秀な留学生の受け入れを推進し、国家資格を取得した留学生の卒業後の就職機会の更なる拡大を目指す。
- ② 令和5年度に創設された文部科学大臣認定制度「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の実績を確認し、制度的効果の検証を行うとともに、同プログラムの普

及啓発を念頭に置き、特に地方の中小企業等への専門学校留学生の卒業後の就職機会の一層の促進を図る。

- ③ 政府の目標であった留学生40万人受入れが達成された。非漢字圏からの留学生数の大幅な増加がこの達成に寄与しており、確実な日本語能力獲得の観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を現行の2年から3年に延長することを目指す。また、令和6年度から開始された日本語教育機関等の認定制度については、中教審生涯学習分科会日本語教育部会長所見にあるように、関係法令の遵守はもとより、法の趣旨を踏まえた日本語教育を行うよう専門学校等に対して適切な対応を周知・啓発する。また、各校の認定制度への対応にかかる負担軽減や支援のあり方について検討する。
- ④ 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校の国際化推進事業」等の施策を推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受け入れ促進プログラム（旧 外国人留学生学習奨励費給付制度）の専門学校卒の拡充を求める。
- ⑤ 専門学校等における適切な留学生受け入れのために、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」の周知も含めた在籍管理のより一層の徹底を推進することについて、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。また、留学生が卒業後に社会で活躍できる環境整備に向けて、行政、産業界、専門学校、日本語教育機関の協力体制の推進を図る。

2. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会

6月に定例総会・理事会を開催し、2月に理事会を全専各連理事会と合同で開催する。

出席者相互の交流と情報交換を目的に、6月の総会の前日（全専各連定例総会后）に全専各連と合同で懇親会を開催する。今年度は役員改選年であるため、9月に理事会を開催する。日程及び提出議題（予定）は次のとおり。

<定例総会・理事会（令和8年6月18日）／アルカディア市ヶ谷>

- 令和7年度事業報告
- 令和7年度決算報告ならびに監査報告
- 令和8年度事業計画案<令和8年2月の理事会に原案提出>
- 令和8年度収支予算案<令和8年2月の理事会に原案提出>
- 役員改選

<理事会（令和8年9月予定）／会場未定>

- 常任理事及び副会長の選任
- 常置委員会委員長の指名

<理事会（令和9年2月25日）／アルカディア市ヶ谷>

- 令和9年度事業計画原案
- 令和9年度収支予算原案
- 令和8年度中間報告

(2) 常任理事会

定例総会及び理事会に提案する議題を協議するため、年2回（6月及び2月）、定例総会・理事会の日程に合わせて開催する。なお、2月の常任理事会は、全専各連常任理事会と合同で開催する。

(3) 正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

なお、職業教育の社会的評価向上をはじめ、職業教育体系の確立や教育再生など専門学校に関わる教育改革、無償化政策など学生への支援措置の制度化等、本協会が掲げる重要な方針等の論点を議論・整理するため、必要に応じて正副会長会議のもとに分科会を設ける。

3. 委員会活動方針

(1) 総務運営委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文科省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び理事会並びに式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項
- 協力者会議に関する事項

などを主な業務とする。

本委員会は、専門学校制度の充実・改善などについて検討し、具体的方策を取りまとめるほか、専門学校の振興並びに当面する課題等について、文科省をはじめ関係府省庁等とも協議を行いながら、対応方策を取りまとめて活動を行う。

なお、国の議論の動向を踏まえ、優先順位の高い課題については、より具体的な活動を推進するためにプロジェクトチームを設置するなど適宜対応し、必要に応じて全専各連常置委員会と連携をはかる。

(2) 財務委員会

本委員会は、会の財務に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項
- 財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な活動内容とする。

本協会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認する。あわせて、活動原資である専門学校教育振興基金や今後の財政状況を勘案しつつ、各委員会等との議論を通じて重点化すべき計画等を確認し、収支の均衡等に配慮した予算原案の立案を行う。

なお、協会の事業運営に特化した独自の財源確保のあり方について検討を行うとともに、個別具体的な課題について各委員会と連携しながら検討を行う。また、TCE財団が実施している事業等について、協会のもつ財源を活用した運営方法等について検討を行う。

(3) 留学生委員会

本委員会は、「専門学校留学生の適正な受け入れや指導の推進」及び「専門学校留学生制度の大学等との格差是正」に係る事項を所管する。

本年度は、留学生受け入れに関する課題の整理、関係省庁・機関への要望として、

- ① 専門学校留学生の募集から、就職まで一貫した受け入れ体制の充実
- ② 在留資格の見直しを含む卒業後の我が国での就職機会の拡充
- ③ 帰国後のキャリア支援のための卒業資格の国際的位置づけの明確化

を重点課題とする。

具体的には、以下の事業を推進し、募集から就職に至る一貫した留学生の適正な受け入れを目指す。

- 文科省予算「専修学校の国際化推進事業」の継続的推進
- (独) 日本学生支援機構の「留学生受け入れ促進プログラム(旧 文科省外国人留学生学習奨励費給付制度)」への対応
- 「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」及び「専門学校留学生入学及び在籍管理に関するガイドライン(改訂版)」の遵守徹底の推進
- 留学生の適正な受け入れ及び就職支援に資する研修会の開催
- 実情を踏まえた日本語教育機関の修業年限の延長
- 専門学校等留学生の受け入れ実態の調査及びそれに基づく受け入れ校データベースの整備
- ホームページ等を活用した専門学校留学に関する情報提供
- (独) 日本学生支援機構等が主催する「日本留学フェア」等への協力
- (独) 日本学生支援機構をはじめとする留学生関係機関との連携強化
- 適切な留学生のアルバイト(資格外活動)等の基準及び運用の在り方の検討
- 外国人留学生キャリア形成促進プログラム・日本語教育機関認定法への対応

4. 調査研究事業の実施

(1) 専門学校教育内容の充実に資する調査研究

TCE財団の行う専門学校教育内容の充実・改善に資する調査研究事業に協力する。

(2) 留学生受け入れ実態調査

留学生受け入れに関する実態を把握するための調査実施主体への支援等を行うとともに、課題を整理分析して関係省庁・機関へ要望するための基礎資料として活用する。

(3) 専門学校調査の協力支援

専門学校と他の高等教育機関との相互比較等を通じた実証的調査研究事業(学校、在籍者、卒業者等)について、調査実施主体の支援等を行うとともに、会員校に調査への積極的な協力を促進する。

5. 研修事業の実施

(1) 管理者研修会

専門学校制度に関する法令等の改正、また専門学校教育に関わる各種情報等を周知するための研修会をTCE財団と共催で実施する。

(2) 専門学校留学生担当者研修会

専門学校において適正な留学生受け入れが実施され、国際貢献等の面で十分な役割を果たしていくことができるよう、TCE財団との共催による研修会を開催する。

(3) 専門学校の教育訓練・運営に係る質保証人材の養成講習

改訂された「専修学校における学校評価ガイドライン」を参考にして、専門学校内で教育訓練・運営の質保証を中核的に担う評価人材を養成する講習を、TCE財団等と共催で実施する。

(4) 新任教職員研修

専門学校における原理原則を実践的に学ぶためのカリキュラムに基づき、新任教職員等に対し、専門学校教職員として必要な基礎的知識を身につけさせ、今後の専門学校教育を担う人材を育成することを目的とした新任教職員研修会について、主催するTCE財団に協力する。研修会の実施は都道府県協会等事務局の協力を得る。

(5) 中堅教職員研修

専門学校教育において、後進の指導等を含め、専門学校教育の振興に尽力することが期待される中核的・専門的な役割を担う中堅教職員の育成を目的とした中堅教職員研修会について、主催するTCE財団に協力する。

(6) 専門学校予算及び関係諸施策等に関する情報提供

専門学校に關係する省庁予算及び關係諸施策等について、會員校が積極的に取り組むため、事業内容や手続き等に関する情報提供を行う。

6. 広報活動の一層の推進

(1) 「7月11日 職業教育の日」の推進

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進を、引き続き全専各連と連携して、専門学校における職業教育の実績と今後果たすべき使命について積極的に広報活動を実施する。

総務運営委員会と全専各連総務委員会において、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業を企画運営し、職業教育の意義や社会的使命等を広く訴えるため、一般に利用されるプロモーショングッズ等を作成し、都道府県協会等及び関係方面に配布する。

(2) 会報の発行による情報提供

専門学校をめぐる動向や本協会の活動状況等については、全専各連が年4回発行している『広報全専各連』の中で『全専協関係だより』として年2回掲載し、会員校等へ配布する。

(3) 職業実践専門課程・高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレット

専門学校並びに高度専門士・専門士に関する広報用パンフレットとして、前年度に引き続き都道府県協会等に必要部数を提供し、各地区及び会員校単位で積極的に活用してもらう。

(4) ホームページを活用した広報活動の積極的な推進

全専各連ホームページを通じて、高等職業教育機関である専門学校の役割や機能、また各分野における教育内容の特徴、職業教育に関する研究・成功事例のデータベース化等を広く社会に紹介するなど、広報活動を積極的に行う。特に、職業実践専門課程、高度専門士及び専門士

については、その制度の紹介に努め、社会的な理解の促進を図る。

7. 専門学校におけるスポーツ振興

専門学校におけるスポーツを支援し振興を図ることを目的に、全国専門学校体育連盟への助成措置を行う。

収支予算書(収支)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

全国専門学校協会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
協会運営費収入	[22,150,000]	[22,150,000]	[0]
協会運営費収入	22,150,000	22,150,000	0
雑収入	[20,000]	[20,000]	[0]
受取利息収入	10,000	10,000	0
雑収入	10,000	10,000	0
事業活動収入計	22,170,000	22,170,000	0
2. 事業活動支出			
会議費支出	[11,570,000]	[8,650,000]	[2,920,000]
総会運営費支出	290,000	270,000	20,000
役員会運営費支出	8,120,000	5,320,000	2,800,000
委員会運営費支出	2,960,000	2,560,000	400,000
出張旅費支出	200,000	500,000	△ 300,000
研修会開催費支出	[4,020,000]	[4,020,000]	[0]
研修会開催費支出	4,020,000	4,020,000	0
渉外費支出	[2,500,000]	[5,500,000]	[△ 3,000,000]
渉外費支出	500,000	0	500,000
振興対策費支出	2,000,000	5,500,000	△ 3,500,000
広報活動費支出	[6,190,000]	[6,950,000]	[△ 760,000]
調査研究費支出	350,000	350,000	0
広報費支出	4,290,000	4,270,000	20,000
職業教育の日推進費支出	1,050,000	1,830,000	△ 780,000
体育連盟振興費支出	500,000	500,000	0
事業活動支出計	24,280,000	25,120,000	△ 840,000
事業活動収支差額	△ 2,110,000	△ 2,950,000	840,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定活動収入	[2,110,000]	[2,950,000]	[△ 840,000]
専門学校教育振興基金取崩収入	2,110,000	2,950,000	△ 840,000
投資活動収入計	2,110,000	2,950,000	△ 840,000
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	2,110,000	2,950,000	△ 840,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

第5号議案 役員改選

任期満了にともない、令和8年度及び令和9年度の下記の件につき選任を願いたい。

- ・会長の選任
- ・監事の選任

（会則第14条第1項、第5項）